平成２９年（フ）第２０９号
愛知県東海市大田町寺下87番地の１　リバーハイツ神野（202号）
債務者　森滿　俊美
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２９号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2328番地10
債務者　尾上　毅彦
1　決定年月日時　平成29年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第３２号
群馬県太田市富沢町383番地　富沢市営住宅１―44号
債務者　松本　房子
1　決定年月日時　平成29年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第３６号
愛知県半田市桐ケ丘１丁目31番地の２
債務者　波多野良一
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３７号
愛知県半田市桐ケ丘１丁目31番地の２
債務者　波多野直美
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２６６号
名古屋市天白区梅が丘４丁目216番地　ＡＲＣＨＥ　302号
債務者　庭瀬　恵子
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２６８号
名古屋市港区入船２丁目２番40号　グランコート名古屋港201号
債務者　中田　麻衣（旧姓高野）
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３４号
香川県高松市木太町2723番地１　アルファステイツ木太11番館605
債務者　北之迫洋一
1　決定年月日時　平成29年４月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２６２号
福岡市博多区東那珂２丁目６番４号
債務者　下川奈都美（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２９８号
福岡市南区清水１丁目21番27―302号
債務者　平山　啓貴
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３１４号
福岡市早良区有田２丁目６番６号
債務者　古賀　誠一
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３２５号
福岡県筑紫野市大字山家4765番地13
債務者　大坪　　護
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３２８号
福岡県糸島市前原南１丁目９番１―505号
債務者　菅原　照子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３３３号
福岡市南区皿山４丁目１番５―302号
債務者　林　　輝美
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３３４号
福岡県大野城市白木原１丁目１番20号　コーポ浜田101号
債務者　永池　信博
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３４１号
福岡県糟屋郡宇美町宇美３丁目14番17―102号
債務者　外崎　祐三
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３４９号
福岡市博多区堅粕４丁目７番２―105号
債務者　大平　佑樹
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部